

第 132 回高知県都市計画審議会

平成 23 年 7 月 27 日（水）14 時～15 時 15 分
県民文化ホール 第 6 多目的室

出席者

審議会委員：池永委員、稲田委員、大倉委員、大年委員、康 委員、島田委員、
竹内委員、竹本委員、千浦委員、西山委員、横山委員、坂本委員、
岡崎委員、宿野代理委員、三保木代理委員、戸田代理委員、川西代理委員
関係機関：港湾・海岸課、高知市、南国市
事務局：都市計画課

（事務局）

それでは、委員の皆さま、お揃いになりましたので、ただいまから第 132 回高知県都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の司会進行を努めさせていただきます、都市計画課、課長補佐の天野でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、当審議会委員 20 名のうち、代理委員を含めまして 17 名の方のご出席をいただいております。当審議会条例、第 5 条による会議の成立要件であります 2 分の 1 以上の委員の出席をいただいておりますので、本日の審議会が成立していますことを、まずはご報告いたします。

審議に先立ちまして、まず、お手元の資料を確認させていただきます。

配席図、委員名簿、議案書と本日の審議会の説明資料をプリントしたものが 2 種類でございます。また、その他に、本年 3 月に出来上がりました 2011 年版の「高知県の都市計画」という冊子を配布しております。よろしいでしょうか。

続きまして、本審議会委員に関しまして、数名の変更がございましたので、ここで新たな委員の方々を紹介させていただきます。

お手元の委員名簿の上から順に、学識経験を有するものの農業分野から

高知県農業会議 会長の林 幸一 様。

これは、前委員でありました日比様に代わり、ご就任していただいたものです。なお、林委員様は本日所用により欠席となっております。

続きまして、議会を代表するものとして、

高知県議会議員 坂本 孝幸 様。

同じく高知県議会議員 中内 桂郎 様。

高知市議会議員 議長 岡崎 豊 様。

これは、それぞれの議会改選に伴い、新たに委員としてご就任いただいたものでございます。なお、中内委員様は本日所用により、欠席となっております。

最後に関係行政委員であります、

農林水産省 中国四国農政局長 國弘 実 様。

国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦 様。

高知県 警察本部長 加藤 晃久 様。

これは、新たに人事異動に伴いまして、新たに委員としてご就任をしていただいたものでご

ざいます。

なお、國弘委員様、川崎委員様、加藤委員様ともに、本日所用により、代理の方のご出席をいただいております。

以上、7名の方が新たな委員としご就任されております。

なお、本日ご出席いただいておりますその他の委員の皆さまのご紹介につきましては、お手元の配席図及び委員名簿による紹介とさせていただきます。

それでは、これからの議事進行につきましては、当審議会運営要綱第5条に、「会長が議長となって会議を主宰すること」となっておりますので、大年会長をお願いいたします。

(大年会長)

それでは、ただいまから第132回の高知県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様、本日はお暑い中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

審議に入ります前に、当審議会の運営要綱第10条第3項に、会長が議事録の署名委員を指名することになっておりますので、今から指名させていただきます。

今回の審議会は、稲田委員さんと大倉委員さんをお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくをお願いします。

それでは、今から議事に入ります。

1号議案と2号議案は、非常に関連が深いものですので、一括して審議したいと思いますので、まずその朗読と説明をお願いします。

(事務局)

本日説明をさせていただきます、高知県都市計画課の計画担当の橋詰と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、最初に1号議案、2号議案の朗読を合せていたします。

お手元の議案書の3ページ目をお開きください。

それでは、朗読をさせていただきます。

- ・23高都計第220号　・平成23年7月25日　・高知県都市計画審議会会長　様
- ・高知県知事　・高知広域都市計画道路3・3・11号　南国駅前線の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において運用する同法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

次のページをお開きください。

- ・高知広域都市計画道路の変更　・高知県決定
- ・都市計画道路中、3・3・11号　南国駅前線を次のように変更する。
- ・種別　幹線道路　・名称　番号　3・3・11　・路線名　南国駅前線
- ・位置　起点　南国市駅前町2丁目　・終点　南国市大埴字窪ヶ内
- ・主な経過地　南国市後免町4丁目　・区域　延長　約1,190m
- ・構造　構造形式　地表式　・車線の数　4車線　・幅員　27m
- ・地表式の区間における鉄道などとの交差の構造　・土佐電気鉄道と平面交差

理由につきましては、次のページに変更理由書を記載しておりますが、後ほどスライドで詳しく説明させていただきます。

続きまして、2号議案を朗読させていただきますので、4ページ目をお開きください。

2号議案の朗読をさせていただきます。

- ・23高都計220号　・平成23年7月25日　・高知県都市計画審議会会長様
- ・高知県知事　・高知広域都市計画道路3・4・6号　高知南国線の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

次のページをお開きください。

- ・高知広域都市計画道路の変更　・高知県決定
 - ・都市計画道路中3・4・6号　高知南国線を次のように変更する。
 - ・種別　幹線道路　・名称　番号　3・4・6号　・路線名　高知南国道路
 - ・位置　起点　高知市北本町二丁目　・終点　南国市大桶字田中
 - ・主な経過地　高知市大津字立場　・区域　延長　約10,670m
 - ・構造　構造形式　地表式　・車線の数　4車線　・幅員　20m
 - ・地表式の区間における鉄道などとの交差の構造　幹線道路　介良領石線と立体交差、自動車専用道路と立体交差、土佐電気鉄道と立体交差、幹線道路と平面交差　11ヶ所
- 変更理由等につきましては、2ページ後に付けておりますけれども、これについては、スライドで詳しく説明させていただきます。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。

お手元の「第1号議案高知広域都市計画道路南国駅前線の変更」と、「第2号議案高知広域都市計画道路高知南国線の変更」の説明資料は、前のスクリーンと同じものになっていますので、あわせてご覧になってください。

では次のページをお開きください。

まず、高知南国駅前線と高知南国線の位置関係について説明させていただきます。

南北に赤で示している部分が、高知広域都市計画道路3・3・11号南国駅前線として都市計画決定されています。

東西に赤で示している部分が、高知広域都市計画道路3・4・6号高知南国線として都市計画決定されています。

高知南国線の起点は、本スライド外となっておりますが、高知市駅前の高知市北本町二丁目起点となっております。

次のページをお開きください。

先ほどの図面を今回変更に関わる区域を中心に拡大したものです。

青色で示す南国駅前線は、後免駅前の南国市駅前町二丁目のJR後免駅前にあります国道195号の信号交差点を起点とし、南国市大桶字窪ケ内、これは国道55号の通称大桶交差点というのがありますけれども、ここから西約200mのところを終点とした、延長1.19kmの道路です。なお、南国駅前線には、後免駅前広場が含まれております。

また、水色で示す高知南国線は、高知駅前の高知市北本町二丁目を起点とし、南国市大桶字田中までの延長10.67kmの道路でございます。

次のページをお開きください。

続きまして、各道路の計画諸元と都市計画決定の経過をご説明させていただきます。

南国駅前線の区間は、先ほども申し上げましたとおり、南国市駅前町二丁目から南国市大桶字窪ケ内までの1.19kmの道路であります。

構造基準、これは道路の設計の基となる基準ことですが、将来交通量推計から道路構造令に

より第4種第1級の道路として計画しております。

車線数につきましては、起点である駅前町二丁目から県道南国インター線までは、幅員25mの4車線となっています。

また、県道南国インター線から終点の大塚字窪ヶ内までは、幅員27mで同じく4車線となっています。

この南国駅前線は、昭和46年10月に、当時の国鉄後免駅と国道55号を結ぶ都市計画道路として都市計画決定されました。

その後、平成6年には、高知南国線の幅員変更に伴う、交差点の変更や幅員の変更、平成15年には、南国市での市街地開発事業の中心による県道南国インター線の交差点区域の変更、平成18年には、県道南国インター線の右折車線を付加するときの交差点の計画変更に伴う、区域の変更を行い、現在に至っております。

本路線は、JR後免駅と路面電車、国道55号を結び、中心市街地における交通結節機能を強化することにより、南国市のシンボルロードとして、中心市街地の機能の魅力や活力の向上を図ることとしております。

次のページをお開きください。

続いて、高知南国線の説明をさせていただきます。

高知南国線の区間は、高知北本町二丁目から南国市大塚字田中までの延長10.67kmです。構造基準は、交通量から第4種第1級および第4種第2級の道路として計画しています。車線数につきましては、起点である高知市北本町から国道32号、これはいわゆる東道路のことですけれども、ここまでは、幅員20mの4車線道路として計画しており、国道32号から南国駅前線までは、27mの4車線道路となっております。また、南国駅前線から終点の南国市大塚字田中までは幅員16mの2車線となっております。

高知南国線は、昭和46年10月に都市計画決定され、昭和49年3月には高知市と南国市を結ぶ主要幹線道路として都市計画の変更を行いました。

その後、昭和52年11月と平成2年10月に交差点の変更や浦戸東部道路の変更に伴う区域の変更、さらに平成6年5月には、国道195号から南国駅前線までの区間を2車線から4車線に変更しております。

その後、平成7年12月に、高知駅前の区域変更を行い、現在に至っております。

本路線は、高知市と南国市を結ぶ主要な道路であるとともに、南国市の市街地では、広幅員のゆとりある歩道整備により、歩行者にも安心してご利用いただける道路となっております。

また、先ほど説明させていただいたとおり、南国駅前線とあわせまして、市街地での慢性的な渋滞の緩和や災害発生時の避難路や救援活動に対して重要な道路となっております。

以上のように、都市計画道路南国駅前線、高知南国線は後免駅前の整備とあわせ、魅力ある市街地を形成するための道路として整備を行うものでございます。

次のページをお開きください。

本スライドは、南国駅前での標準断面を記載しております。一般部の道路幅員は25mで、幅員構成は、両側から4.5mの歩道、車道幅員が3.25mの2車線、往復で4車線となっております。また、交差点部につきましては、歩道から路肩までは一般部と同様ですけれども、車道幅員が3m、右折車線も3mで設置することとなっております。

この都市計画決定の区域は車道、歩道を含む道路全域となっております。

次のページをお開きください。

続きまして、高知南国線の変更区間の標準断面図です。

ここでは、今回変更の区間となっております2車線の道路の標準断面図を記載しております。一般道の道路幅員は16mとなっており、幅員構成は両側から3.5mの自転車歩行者道路、1.5mの停車帯、そして、車道幅員が3mの2車線、往復4車線となっております。

また、交差点部につきましては、両側から3.5mの自転車歩行者道路と50cmの路肩、車道幅員が3m、右折車線の3mを設置しまして、道路幅員は17mとなっております。

これも同じく都市計画決定の区域は、車道、歩道を含む範囲となっております。

次のページをお開きください。

ここからは、今回変更する区域についてご説明させていただきます。

まず、南国駅前線の変更区間は、後免駅前の南国市駅前町一丁目から南国市駅前町二丁目までとなっております。

また、高知南国線の変更区間は、県道南国インター線を挟んだ、南国市大桶字刈又から南国市大桶字横枕までとなっております。

赤で示している箇所が今回の都市計画変更に伴う区域となっております。

変更内容については、次のシートから詳しく説明させていただきます。

まず、今回変更する区域について説明させていただきます。

南国駅前線につきましては、赤く表示している区域が、変更後の都市計画決定の道路の区域となっております。

次のページをお開きください。

ここでは、南国駅前線の都市計画の変更の箇所について、新旧対照図で説明させていただきます。

青で縁取りしている区域は、現在の南国駅前線の区域となっております。

赤で着色していますのは、南国駅前線と国道195号との交差点で、国道195号に右折車線を追加することにより、新たに都市計画道路に追加する区域です。

また、黄色で着色しているのは、駅前広場の形状の見直しにより、都市計画区域から削除される区域です。

次のページをお開きください。

ここでは、南国駅前線の都市計画の変更内容について説明させていただきます。

今回の都市計画の変更は2点ございます。

まず1点目は、南国駅前線と交差する195号との交差点部を、南国駅前線の都市計画道路区域に追加することです。

2点目は、ごめん駅前広場の計画変更を行うものです。

次のページをお開きください。

まず、1点目でございますけれども、右折車線の設置に伴う、国道195号の都市計画道路の区域の追加です。

当初の計画では、国道195号が南国駅前線の駅前広場の中を、通過することになっていましたが、交差点設計におきまして、交差点部の安全確保と円滑な交通処理を図る必要があるため、国道195号に取り合わせの道路を計画し、右折車線を設置しました。

この右折車線の幅員は3mで計画しています。

次のページをお開きください。

次に2点目でございますけれども、後免駅前広場の計画変更について説明させていただきます。

す。

現行の都市計画の駅前広場の形状は、先ほども申しましたように、国道 195 号を含む範囲で都市計画決定されたものでした。

今回の変更は、駅前の形状を国道 195 号の交差点の変更を考慮した形状に変更することにより、駅前広場としての利便性の向上を図るもので、黄色の部分が削除で、左画面、向かって左下になりますけども、その部分が交差点の形状にあわせて追加する部分となっております。

次のページをお開きください。

ここでは、高知南国線の変更の箇所について新旧対照図で説明させていただきます。

赤で着色しているのが、今回の変更で新たに都市計画の区域に追加される区域でございます。次のページをお開きください。

今回の変更内容について、高知南国線の変更につきましては、県道南国インター線との交差点の設計において、歩行者・自転車の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、快適な道路空間を形成するために、交差点の隅切の追加や右折車線の設置等、道路を一部拡幅するものであります。

次のページをお開きください。

今回の変更案の説明は以上とさせていただきます、最後に都市計画変更までの流れについて説明させていただきます。

まず、作成しました都市計画変更の素案の縦覧を 4 月 14 日から 28 日まで、高知県都市計画課及び南国市都市整備課で行いました。

この素案の縦覧にあわせまして、4 月 20 日に、南国市市役所の会議室で住民説明会を開催し、その際の出席者は 6 名でした。

その後、この変更の素案に対する公聴会を、5 月 13 日に予定しておりましたが、公述人の申出がありませんでしたので、公聴会は開催しておりません。

都市計画の変更の素案に対する南国市からの意見は、5 月 11 日付けで原案に同意するとの回答をいただいております。

そして、6 月 17 日から 7 月 1 日までの間、都市計画の変更の案の公告縦覧を行いましたが、住民からの意見の提出はありませんでした。

本日の審議会で、原案の内容で答申をいただきますと、都市計画の変更の告示となります。以上で議案の説明を終わらせていただきます。審議をよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、ただいまの 1 号議案と 2 号議案についての質疑をお願いしたいと思います。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

ただいま説明をいただいた区間での、工事の具体的な日程等はわかっているんですか。

(事務局)

これにつきましては、南国市の事業で行うようになっており、この都市計画決定後に事業認可の申請を行いまして、当該年度に測量設計を行い、その後、用地買収の済んだところから順に工事に入る予定であると、県では聞いております。

(会長)

ここでの都市計画決定を受けないと、一連の作業には入れないということですね。その他はいかがでしょうか。

(委員)

高知南国線と交差する、この南北の道（県道南国インター線）がですね、夕方などは特に渋滞があるようですが、渋滞対策としての効果はどうでしょうか。

(事務局)

現在、南国市街地で慢性的に渋滞しておりますのが、県道南国インター線で、国道 55 号と交差する、(通称)大堀交差点、それから北側の路面電車や市道と交差する変則 5 差路のところ、それと国道 195 号の交差点部などです。

高知南国線や高知駅前線で、現在工事が進められている区間と、今回の都市計画変更にかかる区間の工事が完成すると、変則 5 差路部や国道 195 号の交差点部の交通量が、かなり分散されますので、渋滞緩和にも大きな効果があるものと考えています。

(委員)

そうするとですね、高知駅前線の水色の線から下の部分、南国バイパス（国道 55 号）へ抜ける部分が先にできるわけじゃないんですね。

(事務局)

南国市からは、まずは、この高知南国線から北向きの区間、今回の変更箇所を事業化して、整備を進める予定と聞いております。

(会長)

この一連の部分ができあがるのは、順調に進んだとして、何年くらいかかるんですか？

(事務局)

南国市からは、高知南国線は平成 27 年、南国駅前線は平成 30 年に完成予定ということで、事前の地元説明会で説明させてもらったと聞いております。

(会長)

その他、ご質問、ご意見いかがでしょうか？

別段、意見もないようですので、それでは、この 1 号議案と 2 号議案につきましては、原案通り答申するというようにさせていただきたいと思っております。

それでは、次の 3 号議案に入ります。

高知広域都市計画臨港地区（高知港臨港地区）の変更について、朗読と説明をお願いします。

(事務局)

それでは、引き続き 3 号議案の説明をさせていただきます。

同じく議案書の最後から 5 枚目になると思いますけども、臨港地区の議案書をお開きください。それでは朗読させていただきます。

- ・ 23 高都計第 220 号 ・平成 23 年 7 月 25 日 ・高知県都市計画審議会 会長様
- ・高知県知事 ・高知広域都市計画臨港地区 高知港臨港地区の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

次のページをお開きください。

- ・高知広域都市計画臨港地区の変更 ・高知県決定
- ・高知広域都市計画臨港地区を次のように変更する。
- ・名称 高知港臨港地区 ・面積 199.1ha
- ・備考 商港区 32.0ha、特殊貨物港区 9ha、工業港区 83.9ha、漁港区 4.7ha
保安港区 13.7ha、マリーナ港区 0.8ha、白地 56.0ha

次のページに変更書を記載しておりますけれども、同じように議案の説明資料を持って説明させていただきたいと思います。

それでは説明させていただきます。3 号議案の説明資料をご覧ください。

これにつきましても、皆さまのお手元の資料と同じものをスクリーンにだしておりますので、あわせてご覧ください。

本日の説明としましては、最初に高知港の概要について、次に臨港地区についての説明、3 番目に臨港地区の変更区域の概要、最後に都市計画手続きについての順番で説明させていただきます。

次のページをご用意ください。

まず、港につきましては、港は大きく分けて漁獲物の陸揚げ・輸送を行う漁港と、物流・旅客輸送などを行う港湾に分かれています。

この港湾につきましては、高知県下で港湾法に基づく港湾は 19 箇所ありまして、そのうち高知港、須崎港、宿毛湾港の 3 港が重要港湾として指定されております。

この重要港湾とは、国際または国内の海上輸送の拠点となる港湾、その他、国の利害に重大な関係する港湾として政令で定められた港湾となっております。

この高知港は、土佐湾の中央部に位置した浦戸湾にあり、西に桂浜、東に種崎の砂浜が延びて、太平洋の荒波をさえぎり、静穏な泊地を形成し、古くから阪神方面との海上交通が栄え、天然良港として重要な役割を果たしてきております。

この港の本格的な改修は、明治 19 年から着手しておりまして、昭和 26 年には、重要港湾に指定されております。

昭和 35 年には、港湾法に基づく港湾系統が承認され、これにより係留施設や水域施設、荷さばき施設などの整備が進められました。

その後、石油基地や木材工業団地などが造成され、航路や泊地などの拡張も進められ、昭和 43 年には浦戸港湾内の事業がほぼ完成しております。

その後、船舶の大型化、外洋展開に対応するため、昭和 63 年からは、高知新港の建設にむけた沖合防波堤の建設が始まり、平成 10 年 3 月には、一般供用を開始しております。

次のページをお開きください。

ここでは高知港における港湾管理の概要及び利用状況について説明させていただきます。港湾は、船舶が航行や停泊するための水域と、停泊した船舶から貨物を陸揚げするふ頭用地や

工業用地などの陸域からなっています。

この中の水域を港湾区域、陸域を臨港地区と呼んでおりまして、これを指定することにより、港湾として一体的に管理し、円滑な運営を行っています。

高知港の港湾区域は、1,304ha となっております、臨港は 198.3ha となっております。

次に平成 21 年度の高知港の利用状況としましては、入港船舶数は、5,242 隻。うち外航船、これは外国航路の船でございますけれども、外航船は 128 隻となっております。

主な取扱の貨物としましては、石灰石や石炭であり、取扱貨物量は、569 万 2 千トンとなっております、これは高知県下の全港湾の取扱貨物量の約 28% を占めており、貿易額では、433 億 1 千 6 百万円と、高知県下の港湾貿易額の約 8 割を占めております。

次のページをお願いいたします。

ここでは、高知港の各地区の利用状況について説明させていただきます。

1 番にあります潮江・港町・西孕地区では、立地企業による原材料の輸移入。

ここで移入とありますのは、国外から日本に商品などを購入することを輸入といたしますけれども、国内から商品などを購入することを移入といたしまして、この地区では原材料の輸入や移入を行っています。

2 番目の中之島・若松町地区では、石油製品の移入などが行われております。

3 番目の弘化台・タナスカ地区では、石油などのエネルギー基地や、中央卸売市場として利用されています。

4 番目の仁井田・種崎地区では、造船などが行われています。

5 番目の三里地区、これは高知新港のことですけれども、この地区では、韓国釜山との外貿定期コンテナ航路が就航しております。またここでは、図示しておりませんが、この他に横浜地区、萩町地区などを臨港地区として指定しております。

今回、新たに指定することになった 6 番の堀川地区につきましては、後で詳しく説明させていただきます。

前のシートでは、高知港の概要として、臨港地区の指定状況、利用状況について説明させていただきましたが、ここでは、臨港地区をどのような目的や範囲で指定するかについて説明させていただきます。

まず、臨港地区は、港湾を管理運営するために定める地区として、都市計画法に基づき定めることとなっております。

指定の考え方としましては、港湾の機能を十分に確保し、その利用の増進を図る観点から、港湾施設の整備や維持管理するために必要な区域であるとともに、港湾の開発、利用、ならびに保全に著しく支障を与える行為を規制する必要がある区域を指定することになっていきます。また、この都市計画区域内の重要港湾におきましては、県が臨港地区の指定を行うこととなっております。

また、指定する範囲としましては、港湾施設の他、海事関係官公庁、臨海工場などの港湾を管理運営するうえで必要な施設が立地する地域や、将来これらの施設のために供せられる地域を指定することとなっております。

また、臨港地区に指定されますと、水陸施設の建設、改良や港湾法の政令で定める面積以上の工場などの新設または増設などを行おうとするときに、港湾管理者への届出が必要となります。

次に、臨港地区内の土地利用についてですけれども、臨港地区内の土地規制につきましては、

2 つありまして、まず商業施設などの都市的な土地利用を図るのか、また、ふ頭用地などの港湾としての土地利用を図るかによりまして、都市計画法の用途規制や港湾法の分区条例による用途規制を行うこととなっております。

次のページをお開きください。

ここでは、高知港の臨港地区の指定の経緯について記載しております。

まず、高知港の臨港地区につきましては、昭和 46 年に青で塗っている区域の約 149.8ha を指定しております。

その後、平成 12 年 2 月に高知新港などの供用開始に伴いまして、三里、萩町、横浜の緑で塗っている 3 地区 48.5ha を追加しています。

今回の臨港地区の変更としましては、朱色で塗っています堀川地区の 0.8ha を新たに追加指定するものでございます。

次のページをお開きください。

ここからは変更区域のことについて説明させていただきますが、堀川地区では、近年の海洋性レクリエーション施設の増加に伴い、護岸などに放置される遊漁船などが相当数にのぼり、港として管理運営に支障をきたしていたことから、平成元年 8 月に港湾計画を変更し、堀川地区に遊漁船の物揚場として浮棧橋を計画し、整備しました。

その後、平成 12 年 11 月の港湾計画の改訂で、堀川地区の陸域を市民が海、港とふれあう親水緑道、散策路として位置づけ、市街地から港に至る親水散策路として計画しております。今回は、赤で着色している堀川地区を臨港地区として追加指定し、浮き棧橋と親水散策路等一体的な管理を行うことにより、港湾の利用増進や堀川の景観を維持し、周辺的生活環境を保全することを考えております。

次のページをお開きください。

これは今回追加指定しようとしています堀川地区を拡大した図面です。臨港地区の指定につきましては、管理を明確化するため、原則として、道路、河川などによって境界を定めることとなっております。

また、土地所有者に権利制限を課すこととなるため、港湾の管理運営上、必要不可欠な範囲を指定することとしています。

今回、追加指定しようとする区域は、港湾計画上の土地利用に必要な区域を指定しようとするものですが、今回指定する区域内の土地につきましては、全て県と高知市の土地となっております。

また、範囲としましては、区域を明確化するために、市道を境として臨港地区に指定することとしております。

次のページをお開きください。

ここでは、堀川地区の臨港地区指定の土地利用規制について説明させていただきます。当地区では、先ほども説明させていただきましたように、物揚場として浮棧橋を整備し、背後の陸域の一部の土地において、海岸環境整備事業等により緑地などを整備しております。

また、当地区は現在、商業地域と準工業地域の用途地域の指定を受けているところです。今後は、堀川地区を新たに臨港地区として指定し、親水緑道、散策路を整備しまして、水域の浮き棧橋と背後地の散策路等一体的な管理を行うことにより、施設の利用の増進を図るとともに、堀川の景観を維持し、周囲の生活環境を保全することとしております。

最後に、都市計画法の臨港地区の変更の仕方について説明させていただきます。

まず、作成しました都市計画の変更の案の縦覧を5月6日から20日まで、高知県都市計画課および高知市都市計画課で行いました。

この素案の縦覧にあわせまして、5月11日に高知市文化プラザかるぼーとで住民説明会を開催しました。このときの参加者は1名でございました。

その後、この変更の素案に対する公聴会を6月3日に予定しておりましたが、公述人の申し出がございませんでしたので、公聴会は開催しておりません。

都市計画の変更の素案に対する高知市からの意見は、7月6日付で、原案に同意するとの回答をいただいております。

そして、7月8日から22日までの間、都市計画の変更の案の公告縦覧を行いましたが、住民などからの意見の提出はありませんでした。

なお、本審議会で原案の内容で答申をいただきますと、その後、国土交通大臣の同意後、都市計画決定の変更の告示となります。

以上で3号議案の説明を終わらせていただきます。

審議をよろしく願いいたします。

(会長)

それでは、ただいま説明のありました3号議案についてのご意見やご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、私から2点ほど伺います。

まず、住民説明会の参加者が1名ということでしたけども、今回の場合の住民とは、どのエリアに住んでいる人のことを言うのでしょうか。

もう1点は、ここの臨港地区の指定を行うことによって、親水緑道とか散策路の整備がどんどん進んで、周囲の生活環境を保全する効果がありますよ、という、なんとなくのイメージは分かりますけど、直接ここの地域の管理者である港湾関係の方が来られていますので、ちょっと追加の説明をお願いしたいと思います。

以上の2点です。

(事務局)

それでは、事務局の方から1点目の説明をさせていただきます。この都市計画の案に関しましての説明会や公聴会につきましては、対象となりますのは、該当する市町全部になります。今回の臨港地区ですと、高知市が該当しますので、高知市内の全部の方が対象となります。

2点目につきましては、港湾・海岸課から説明します。

(港湾・海岸課)

港湾・海岸課の本田でございます。

会長から、港湾の方でも説明をということですので、すみませんが、事務局のスライドの4枚目を提示いただきたいと思います。浦戸湾の航空写真です。

今、事務局から説明がございました、高知港の役割を少し補足しますと、先ほどありましたように、地場産業を物流面から支えるということ、県民市民生活を支えるということで、弘化台の市場でありますとか、タナスカのオイル基地でありますとか、県民生活、市民生活に密接にかかわる部分を水際で支えているということでございます。

今回、説明にもございましたとおり、臨港地区、高知市にとりましては、唯一、水際線を有した土地でございます。かえがたい土地ということで今回、都市計画審議会でご審議いただいております。

もう1点、下のほうに見えております高知新港でございます。これにつきましては、56年に三里地区に外洋展開しております。これは、船舶の大型化や、浦戸湾内では荷さばきとか港湾物流を担う土地が狭いということによるもので、当然、コンテナ化への対応ということも含まれております。

現在、高知新港で申しますと、全体65haのうち、40haができておまして、計画の7バース、7つの岸壁を計画しているんですけども、そのうちの2つまでしかまだできていない、道半ばということでございます。

今回の堀川地区でございますけれども、高知市に密接にかかわり、昔から高知の発展を支えてきたわけですが、やはり物流の効率化についていけないということで、物流の効率化のために、近代的な高知新港へ物流拠点を移したものです。

そして、内港地区については、老朽化したところや狭いところは、高知市民の皆さまにお戻しして、市民生活をサポートしていこうということで、高知市のほうでお話をしながら、12年の地方港湾審議会を経て、この計画のもとを作成したものでございます。

当然、説明にもございましたとおり、現在プレジャーポート等の係留、物揚場や緑道も含めて水陸一体で管理するというところでございます。

簡単ですけども、港湾サイドからの説明ということでよろしいでしょうか。

(会長)

委員の皆さん、いかがでしょうか。

(委員)

すみません。堀川というのは、江戸時代に荷さばきをするために人工に造られたもので、かるぼ一との前から西側は、今は埋められて無くなっていると思うんですけども、この周辺はですね、私個人でいうと、実は明治時代に高知市で一番栄えた町並みが残っているわけです。

それで、港湾の整備に反対するわけではないんですが、都市計画の中にもですね、歴史的な景観を守る地区とかっていうのもありますので、できたら、港湾という一面だけでここをとりあげるのではなくて、江戸時代から明治に栄えてきた歴史もきちっと伝えていけるような考えを持ってやっていただきたいと思います。

それから岸に桜が植えられていまして、地域の住民にとっては、桜の名所になっているんですが、少し桜が老朽化していまして、できたらいい形で継続して、みんなが楽しめるような状況になればいいかなと思います。

(港湾・海岸課)

再度、港湾の方からお答えをさせていただきます。今いただいたご意見は、当然のことだと思っておりますので、できるだけ反映して取組んでいきたいと考えています。

1点だけ、そういう視点で言えばですね、弘化台のところに丸山台というところがありますけれども、ここは、板垣退助に所縁のある場所で、その歴史性を保存、継承しようということで取組んでいまして、そういうことも港湾の仕事の1つでございます。

(会長)

よろしいですかね。

(委員)

すいません。丸山台の話がでたので、ついでに言わせていただきますと、テレビ等で良くない公共事業の例に挙げられことがあるんです。形から見ても、昔の景観を守っているものじゃないですね。昔の景観を守るんだったら、もうちょっとデザイン性なり、コンセプトなりをしっかりと、テレビで無駄な公共事業のように言われぬようなものを是非つくっていただきたいと私は思います。

(会長)

港湾の方はどうですか。

(港湾・海岸課)

そういうことで、取上げられたことも事実でございますけれども、どうしても、鏡川の洪水の問題がありまして、洪水時には島自体が水没するということがございます。そういったことや歴史性、それと今の意見を踏まえながらですね、今後、検討を進めていきたいと思っております。

(会長)

この地域で、不法係留の問題があるというような話を聞いたことがあるんですが、現在では浮棧橋などを整備して、係留問題はどの程度改善しているのでしょうか。

(港湾・海岸課)

現在の状況ですけれども、高知港にはですね、登録数で850隻程度、プレジャーボートを確認してございます。

現在、堀川地区のプレジャー対策と仁井田地区、旧の貯木場で整備をしております。

これにより、現在500隻程度が収容できる状況で、収容率は60%ぐらいになっています。これにつきましては、計画的な整備と放置禁止区域の指定という両方立てて進めていこうとしています。

(会長)

今回の追加指定が実現した場合には、そちらの方面もより一層力を入れていただけるということでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、継続して進めていきます。

(委員)

すみません、もう1つ。

今回指定するところを全部浮き棧橋とするのじゃなく、元々は階段状になった船着場だった

ことを踏まえて、敷地のある一定の場所は、昔の景観はこういう景観だったというところを部分的にでも復元して、小さな公園をつくるとかいうことを考えていただければと思います。

(会長)

このような歴史のあるところになると、文化とか歴史とか色々な観点からのリクエストも多かろうと思いますので、今頂いた意見もそのうちの1つの見方として、今後事業を展開されるときは、是非そういった部分も考えていただければと思います。

そのほか、委員のみなさん、ご意見はありませんか。

(委員)

堀川地区のプレジャーボート置き場に関して、委員さんから質問がありました。今回臨港地区に指定して、これから工事に入るところは、堀川の河川部を工事するという計画ですか。説明では、陸上部、係留地域内の親水地域を整備するとお伺いをしていたんですが。その確認が1点です。

それから、私が個人的に歴史が好きなので、先ほどから港湾の方とやりとりをしていますが、この地域については、歴史的な景観に関する碑とかの説明が非常に多いところだと思っています。

丸山台につきましては、萩町の方に丸山台の説明の碑がございますし、市の公園整備では、東九反田公園に説明板が残されて、近代的産業遺産にも載っています。

それから、今回親水地域に指定された中でも、民間の方ですけど、田内千鶴子さんの碑や、堀川から外洋に出ていった渡航者の碑、それから、かるぼーとの北側には四ツ橋の歴史的な説明板もあります。歩いていける場所ですので、見ていただきたいと思います。

それと都計とは少し離れますが、先ほどの説明の中で、輸出入額とかの提示がありましたけれども、港湾計画を見たときに、新港がまだ40/65ha、バースでいえば、2/7バースしかできていないということですが、どうも新港の役割がまだ不十分じゃないかと思います。港湾の方も来ておられるようですから、今の輸出入の取扱目と貿易額、新港の占める割合というのはどの程度あるのかを分かる範囲で教えていただきたいです。

(事務局)

最初の2点について、事務局から説明させていただきます。

まず、整備に関してですが、今回、臨港地区に指定しまして、整備を行うのは陸域部分と聞いております。区域につきましては、今回整備を計画しておりますのは、この堀川の北側約400m区間を整備すると聞いております。

あと、2点目にございましたモニュメントに関してですが、今回の都市計画の変更に際しまして、事務所で行った議事録を見せてもらったんですけど、当該事務所と地元との協議の中で、現地には祠などもあり、それらについてはそのまま残すという形で、議事録に残っておりますので、そういった記念碑というのは残されていくんじゃないかと考えております。

(港湾・海岸課)

委員さんが言われました、堀川の歴史性については、一定、県も承知してございます。今回、陸域のいわゆる堤敷を整備するわけでございまして、基本的に足元の水際線はつかないと

いうこととでございます。

また、碑とかモニュメントについても、他の地方港湾審議会の中でも同様のご意見を伺っており、当然、残していくことにしております。

新港の役割ですけれども、ご案内の通り 10 年に一部供用を開始しております。

現在、高知港全体の取扱貨物量は 570 万トン程度ですが、そのうち新港の貨物量は、約 100 万トンでございます。だいたい 20%ということとでございます。

新港の役割は、地場産業を支えるということで、昨年、太平洋セメントの土佐工場、セメント分野が撤退したんですけれども、今なお、高知県の一番の産業であります石灰石です。これを国内の鉄鋼メーカー、具体的に言いますと住友金属系列に安定供給しております。当然、コンテナの外国貿易も、釜山とのやり取りで就航しており、そういうことで地場産業を物流面から支える役目を果たしております。

それから、貿易額ですけれども、高知港全体では約 430 億となっております。このうち一番を占めるのは、内港に立地します、造船、造船の貿易額で、これが 200 億ぐらいでございます。

新港の貿易額は、精査はできていないんですけれども、石炭の輸入等で、概算ですが 100 億程度でございます。以上でよろしいでしょうか。

(会長)

それでは、3 号議案についてですけれども、臨港区域に追加指定するということで了解したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、原案通り答申させていただきます。

議案は以上で終わりましたが、本年 2 月の第 131 回の都市計画審議会で、審議されました、宿毛都市計画区域における「用途地域のない区域における建築基準法による建築規制の指定」という案件について、事務局から報告事項があるようです。事務局、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、報告させていただきます。前のスクリーンに「用途地域のない区域における建築基準法による建築規制」の説明を簡単に書いております。

まず、平成 12 年、建築基準法の改正によりまして、都市計画区域内の用途区域が定められていない地域では、容積率や建ぺい率などの指定、建築規制を特定行政庁が土地利用の状況などを勘案し、県都市計画審議会で議を経て定めることとなりました。

これによりまして、県では平成 15 年 12 月の第 114 回の都計審で、高知県内の全都市計画区域における用途地域が定められていない地域におきまして、建築規制を指定したところでございます。

しかし、本年 2 月の第 131 回都計審におきまして、具体的には宿毛都市計画区域でございますけれども、宿毛都市計画区域の宿毛湾港におきまして、指定する際の元となる都市計画の地図につきまして、本来、埋め立ての完了した地域が記載されるべきところが記載されておらず、建ぺい、容積なども指定されてなかったことから、本年 2 月都計審で建築規制を指定させていただいたところです。

その審議の中で、委員の方から、「高知県の他の港についても、同様な事例があるのではないか」というような意見をいただきまして、事務局の方から、「それにつきまして調査を行い、必要であれば宿毛湾港と同様に都市計画審議会の議を経て、建築規制の指定を行う」と説明させ

ていただきました。

これについての途中経過のご報告でございます。

現在、特定行政庁である県の建築指導課と港の管理者との調査の結果、指定が必要と思われる都市計画区域が、室戸の都市計画区域を含めまして、6都市計画区域があることが現在判明しております。

これにつきまして、現在、建築指導課と港の管理者、関係市町が指定に向けて調整を行っているところでございますので、今後、調査が終わり建築規制の案ができましたら、事務局から一括して審議を願いたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、経過報告をさせていただきます。

(会長)

途中報告ということですが、できるだけ早くとりまとめていただきたいと思います。

それでは、以上で本日の予定を終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

(事務局)

長時間のご審議、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第132回高知県都市計画審議会を閉会します。皆様、ありがとうございました。